# 令和 6 年度 第 4 回 琴浦町農業委員会総会議事録

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日　時 | 令和 6 年 7 月 12 日（金）　午後 2 時 30 分 | | | |
| 場　所 | 琴浦町役場本庁舎 2 階 防災会議室 | | | |
| 出席委員<br>（13 人） | 1 番 安谷 潔美 | 2 番 石賀 英男 | 3 番 村上 隆 | 4 番 幅田 高広 |
| | 5 番 丸山 環 | 6 番 小前 茂雄 | 7 番 久米 繁好 | 8 番 中本 敏彦 |
| | 9 番 足立 紀美世 | 10 番 前田 正秀 | 11 番 伊藤 英之 | 12 番 潮 智博 |
| | 13 番 福田 昌治 | | | |
| 欠席委員<br>（0 人） | | | | |
| 出席推進委員<br>（12 人） | 北中 善隆 | 遠藤 一夫 | 池山 晃広 | 三嶋 邦彦 |
| | 三浦 勝美 | 松本 芳己 | 桑本 慎吾 | 徳丸 理彦 |
| | 入江 敏朗 | 澤田 光秋 | 秦野 英作 | 山本 智彦 |
| 欠席推進委員<br>（0 人） | | | | |
| 事務局 | 事務局長 毎田 陽子、主事 田中 登志雄 | | | |
| 提案議案 | 議案第 15 号　非農地証明申請について<br>議案第 16 号　農用地利用集積計画の決定について<br>議案第 17 号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について<br>議案第 18 号　琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めることについて | | | |
| 報告事項 | | | | |

| | |
|---|---|
| 議長 | 定刻になりましたので、ただ今より、令和６年度 第４回琴浦町農業委員会総会を開催します。<br>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 |
| 全員 | （農業委員会憲章の唱和） |
| 議長 | 成立宣言を事務局にお願いします。 |
| 事務局 | ただ今の出席委員は１３名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和６年度 第４回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。 |
| 議長 | 議事録署名委員の指名ですが、１１番 伊藤委員、１２番 潮委員にお願いします。<br>それでは議事に入ります。議案第１５号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | １ページから５ページをご覧ください。議案第１５号 非農地証明申請について 農地法第２条第１項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。<br>申請番号７番 農地の所在 大字徳万[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積７９㎡、判定地目 雑種地。申請地は他に１筆あり、２筆の合計面積は２４８㎡となっています。利用状況については、「義母が野菜を作っていたが、平成１４年頃高齢で体調を崩し、現在は農地として管理しておらず平地となっています。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町外の個人です。<br>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成５年に判断基準を定めています。本案件は、「人為的なかい廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。<br>３ページと４ページの説明図をご覧ください。３ページの説明図に記載されている申請地２筆に隣接する宅地[redacted]は、４ページの写真③の中央に写る２階建ての住宅が建っている土地となります。本件申請地２筆は農用地区域外に位置する土地で、住宅への通路や庭としておよそ２０年間にわたって利用されていることから、今後も農地への復旧は不可能だと考えられますし、北側隣接農地の営農に与える影響はないと考えられることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。 |
| 議長 | 現地確認の報告をお願いします。 |
| 安谷委員 | ７月２日に澤田委員、地区担当の遠藤委員、毎田事務局長、私の３人で現地確認を行いました。<br>２ページの説明図にありますように、申請地２筆はまなび[redacted]東側に広がる住宅街の奥まったところに位置する土地で、宅地[redacted] |

| | |
|---|---|
| | [redacted]の住宅には誰も住んでおられないように見受けられました。申請地[redacted]には砕石や真砂土が敷かれていて、宅地[redacted]への進入路として利用されていましたし、申請地[redacted]には草が生えないように黒い防草シートが敷いてあり、２筆ともに長年農地として管理されていない状況を確認できましたので、非農地と判断しても問題はないと考えています。以上です。 |
| 議長 | 事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。<br>（質問等無し）<br>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。<br>（挙手多数）<br>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。<br>続きまして議案第１６号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する石賀委員、前田委員、池山委員は退席をお願いします。<br>（石賀委員、前田委員、池山委員の退席を確認）<br>議案第１６号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | ６ページをご覧ください。議案第１６号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づく旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。<br>申請番号２６９番 農地の所在 大字槻下[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積３，６７２㎡。申請地は他に１筆あり、２筆の合計面積は５，７１４㎡となっています。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。１０ａ当りの借賃は[redacted]円、始期は令和６年７月１６日、終期は令和１１年７月１５日、期間は５年間で新規、内容は芝となっています。<br>申請番号２７０番から、２０ページの申請番号２９７番までの外２８件についてはご覧のとおりです。<br>２１ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。<br>申請番号２９８番 農地の所在 大字美好[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積９７９㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人ともに琴浦町内の個人です。１０ａ当りの借賃は無償、始期は令和６年７月１６日、終期は令和１１年７月１５日、期間は５年間 |

| | |
|---|---|
| | で新規、内容は水稲となっています。<br>　申請番号２９９番から、３６ページの申請番号３２５番までの外２７件についてはご覧のとおりです。<br>　３７ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。<br>　申請番号５番 農地の所在 大字光[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積１，５５４㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町外の個人で認定農業者です。利用目的は野菜、売買価格は１筆全体で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円、移転時期及び引渡時期はともに令和６年７月３１日となっています。<br>　申請番号６番 農地の所在 大字田越[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積２，１２４㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は飼料、売買価格は１筆全体で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円、移転時期及び引渡時期はともに令和６年７月３１日となっています。<br>　以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。 |
| 議長 | 　事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。<br>（三浦委員より挙手あり） |
| 三浦委員 | 　申請番号２７７番について質問します。申請地の面積が４，４９８㎡とかなり大きな面積となっていますが、これは１筆のみの面積なのでしょうか。 |
| 事務局 | 　１筆全体での面積で間違いはありません。 |
| 三浦委員 | 　分かりました。<br>　その他に何か質問等はありませんか。<br>（質問等無し）<br>　質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。<br>（挙手多数）<br>　賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。<br>（石賀委員、前田委員、池山委員の復帰を確認） |
| 議長 | 　続きまして議案第１７号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、関係委員に該当する三浦委員は退席をお願いします。自分も関係委員に該当するため退席しますので、議長を中本会長職務代理者に交代します。<br>（福田会長、三浦委員の退席を確認）<br>（中本会長職務代理者に議長を交代） |
| 議長 | 　議案第１７号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事 |

| | |
|---|---|
| | 務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | ３８ページをご覧ください。議案第１７号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。<br>申請番号５９番 農地の所在 大字槻下[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積２，９０２㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。１０ａ当りの借賃は[redacted]円、始期は令和６年９月１日、終期は令和１１年８月３１日、期間は５年間で新規、内容は野菜となっています。<br>申請番号６０番と、３９ページの申請番号６１番の外２件についてはご覧のとおりです。<br>以上につきましては、農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものになります。以上です。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。<br>（質問等無し）<br>質問等が無いようですので、特に意見はなしとすることとします。<br>（福田会長、三浦委員の復帰を確認）<br>（福田会長に議長を交代） |
| 議長 | 続きまして議案第１８号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めることについて 農林水産課の説明をお願いします。 |
| 農林水産課 | ４０ページから４４ページをご覧ください。議案第１８号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めることについて琴浦町の農業の振興に関する計画にかかる農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和４４年農林省令第４５号）第４条の４第１項第２７号に基づく検証について、農業委員会の意見を求める。<br>初めに提案理由について説明をしますので、４１ページの通知文書をご覧ください。<br>令和６年６月１７日付けで琴浦町農業委員会長宛に、琴浦町長から「令和６年度琴浦町の農業の振興に関する計画の検証について」という依頼文を出しています。内容につきましては、ワイナリーを中心とした複合施設建設に関連するもので、昨年も同じように委員の皆さんに検証についてご意見を伺っておりますが、農業振興地域整備に関する法律施行規則の規定に基づき、琴浦町の農業の振興に関する計画、いわゆる「２７ |

| | |
|---|---|
| | 号計画」において定期的な検証を行うとされているため、委員の皆さんに審議をお願いするものとなります。<br>　それでは議案の内容について説明をしていきますので、４２ページをご覧ください。<br>「１.「農業の振興に関する計画」について」説明します。<br>　これにつきましては、計画を策定した際の主な目的等を記載しているもので、「①ブドウ栽培による耕作放棄地の発生防止、解消等」、「②ワイン等の新たな加工品の推進」、「③レストランへの地元農畜水産物の使用による生産者の所得向上」、「④琴浦町の新たな魅力発信など」としています。<br>「２．定期的な検証について」説明します。<br>　これにつきましては、「２７号計画」に位置付けられた施設が、地域の農業の振興に寄与しているか否かについて、関係機関である琴浦町農業委員会の意見を聞いたうえで定期的に検証し、町ホームページで公表することとされています。<br>「３．対象施設及び検証内容等について」説明しますので、表をご覧ください。<br>　これにつきましては、アの「町内における加工用ブドウの作付面積」、イの「施設の整備状況」の２点について、計画が定められた令和３年度から５年が経過する令和７年度までの間、毎年検証を行うこととしているものです。<br>　アの「町内における加工用ブドウの作付面積」について説明します。<br>　面積については、「目標７００ａ（Ｒ５年度)」に対して「現状５０６ａ」でしたので、昨年からの面積拡大はありませんでした。<br>　検証結果については、「令和５年度は新たな苗の作付場所の調整のついた圃場が２箇所（面積０．４７ｈａ）あり、微増ではあったが、耕作放棄地の解消に至った。畑かん施設は、令和５年度に作付した圃場（面積０．４７ｈａ）にかん水設備を整備し、有効活用が図られた。」とし、目標達成の状況を「一部達成７２％」としています。<br>　イの「施設の整備状況」について説明します。<br>　施設の種類については、「ワイン醸造所、レストラン等、宿泊施設、駐車場等、ブドウ園」となります。<br>　検証結果については、「コロナ禍の影響により施設建設のスケジュールが開始予定時期である令和３年１月からずれこんでいるものの、令和６年６月より設計業務が着手された。」とし、目標達成の状況を「整備状況０％」としています。<br>　なお、令和５年度に新たな苗が作付けされた圃場は、４３ページの説明図下部の青色で塗られている２箇所となっています。<br>　説明については以上となりますが、委員の皆さんからの意見をお聞き |

| | |
|---|---|
| | した上で、最終的には町ホームページで公表することとしていますので、審議をよろしくお願いします。以上です。 |
| 議長 | 検証結果に対する琴浦町農業委員会の回答について、事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 琴浦町農業委員会の意見（案）について説明をしますので、４４ページをご覧ください。<br>「ア 町内における加工用ぶどうの作付面積」に対する意見については、「地元産ぶどうの栽培面積を増やし、目標面積の達成、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けて計画的に取り組んでいただきたい。また、ぶどう農場の除草作業を適期に行う等、栽培管理を適切に行っていただきたい。」としています。<br>「イ 施設の整備状況」に対する意見については、「ワイナリーをベースにしたレストラン、直売所や宿泊施設等の整備計画については、地元及び周辺農地耕作者に対し丁寧に説明を行っていただきたい。また、地域雇用の創出や地元の農畜水産物の活用を通じて琴浦ブランドの情報発信とともに、地域農業の振興が図られることを期待する。」としています。<br>以上です。 |
| 議長 | 農林水産課及び事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。<br>（池山委員より挙手あり） |
| 池山委員 | ワイナリー建設予定地北側の森藤地内の農地で、自分も加入しているコントラ組合が飼料栽培を大規模に行っていますので、日によってはかなりの回数を堆肥運搬車などが行き来することになりますが、レストランや宿泊施設等が営業を開始した後で、施設利用者の方から景観を損ねるといった苦情が出る恐れはないのでしょうか。<br>また、そのような問題が起こるといったことがないように、事業者の方には慎重な協議や事前説明を行っていただき、周辺農地で営農をされている方の不安を取り除いてもらいたいと思います。 |
| 議長 | 地元の方や周辺農地耕作者への事前説明については、「琴浦町農業委員会の意見（案）」の中にも盛り込んでありますし、事業者との協議の場でも町からの意見として伝えてあると聞いていますが、今後もお互いに配慮をしながら事業を進めていく必要はあると考えています。 |
| 農林水産課 | ワイナリー建設予定地周辺の農業事情については、事業者側も十分に理解を示しておられるということを聞いてはいますが、施設利用者の方から何らかの意見や苦情が出てくることも想定されますので、堆肥を使用する際のルールを守り営農を行っていただきたいと思います。 |
| 池山委員 | 分かりました。 |
| 議長 | その他に何か質問等はありませんか。<br>（三浦委員より挙手あり） |

| | |
|---|---|
| 三浦委員 | 農業委員会の意見としてはこのままで良いと考えますが、説明がないために不安に感じておられる方があるようですので、「イ 施設の整備状況」に対する意見の中に盛り込まれてありますように、事業者の方には丁寧な説明を行っていただきたいと思います。 |
| 議長 | 昨年までの協議の中でも、施設の建設計画決定後には説明会等を行うとあったと記憶していますが、現在の状況はどのようになっているのでしょうか。 |
| 農林水産課 | コロナ禍の影響によって、大幅に施設建設のスケジュールがずれ込んでしまっていたため、地元への説明会や報告会を開催することができていませんでしたが、先ほど説明をしましたとおり６月に計画が再スタートしたことから、今月１４日に開催される法万地区の集会に試験醸造したワインを持って行き、試飲会も兼ねた報告会を行うことになっているところです。<br>また町長からも、地元住民の方などへの説明を丁寧に行うようにと指示がありましたので、報告する事柄や説明する材料などが出てきた場合には、その都度説明会等を開催しようと考えていますし、どういった方法で行うかはまだ決まっていませんが、周辺農地の耕作者の方にも何らかの形で周知をしていきたいと思います。 |
| 三浦委員 | 分かりました。 |
| 議長 | その他に何か質問等はありませんか。<br>（前田委員より挙手あり） |
| 前田委員 | 施設がワイナリーですので、かなりの水量が必要になるのではないかと思いますが、どのくらいの量の水を、どういった形で確保する計画になっているのでしょうか。 |
| 農林水産課 | 水の確保については上水道の敷設も検討されたようですが、費用的に難しいということから、井戸を掘って確保する計画だということまでは聞いていますが、施設の規模が現時点では具体的に決定していないために、必要となる水量については答えることはできません。<br>なお、鳥取県では地下水を汲み上げる際には影響調査を行いますので、上水道の水量が不足するといった事態は避けられると考えています。 |
| 前田委員 | ワイナリー施設よりも、北側に設置されている井戸の水量へ影響が出る恐れはないのでしょうか。 |
| 農林水産課 | 井戸の水量に対しても、県が調査を行い必要に応じて規制をかけることになっていますので、問題が起こることはないと考えています。 |
| 前田委員 | 排水計画はどのようになっているのでしょうか。 |
| 農林水産課 | 排水については、施設内に設置した浄化設備を経由させて既設排水路に流すことになると思いますが、流末がどこになるかについては把握ができていません。 |
| 前田委員 | 分かりました。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | その他に何か質問等はありませんか。<br>（小前委員より挙手あり） |
| 小前委員 | １～２年後には施設の建設工事が始まり、工事用の大型車両の往来が多くなるのではないかと考えますし、施設完成後には観光バスの通行が増えるのではないかと考えています。これらの大型車両がどの道路を主に通行されるかは分かりませんが、周辺には道幅が狭く大型車両とすれ違うことが困難な農道もありますので、農業者に迷惑が掛かることのないように配慮してもらいたいと思います。 |
| 農林水産課 | 工事車両の通行につきましても、現時点では工事スケジュールが決まっていないために詳細を説明することはできませんが、おそらく県道を中心に通行されることになると考えていますし、施設の入口を拡幅する計画だと伺っていますので、観光バスも県道を主に利用されるのではないかと考えています。<br>なお、通行してもらいたくない道路や、利用してもらいたくない時間帯などの要望がある場合には、事前に申し出ていただければ対応は可能だと思います。 |
| 小前委員 | 分かりました。続いてもう１点質問をさせていただきます。<br>施設を建設される際に表土を削り取られることになると思いますが、その表土を譲ってもらうことは可能なのでしょうか。 |
| 農林水産課 | 建設残土の流用については自由にはできませんので、何らかの手続きをしていただかないといけないと思いますが、今の段階では明確なことをお答えすることはできません。 |
| 小前委員 | 自分が担当している地区内で、３～４年前から谷を埋め立て農地への再生を行っている土地がありますが、コロナ禍の影響による工事の延期や中止によって残土が集まらずに再生が進んでいないことから、近くで大規模な土地造成工事があるということであれば、その残土を有効利用できないかといった意見がありましたので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。 |
| 議長 | 表土を欲しいという方なども、農林水産課を通して事前に申し出ていただければ、事業者側に対応をしてもらえるのではないかと考えています。 |
| 小前委員 | 分かりました。 |
| 議長 | その他に何か質問等はありませんか。<br>（安谷委員より挙手あり） |
| 安谷委員 | 先ほど排水対策についての質疑応答がありましたが、ワイナリー施設から出る排水が、産業廃棄物に該当するかどうかを事前に確認しておいてもらいたいと思います。 |
| 農林水産課 | 分かりました。 |
| 議長 | その他に何か質問等はありませんか。 |

| | |
|---|---|
| | （質問等無し）<br>　質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。<br>（挙手多数）<br>　賛成多数ということですので、４４ページの原案どおり回答することと決定いたします。<br>　その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、７月２日に行われた農家相談の報告を安谷委員にお願いします。 |
| 安谷委員<br>議長 | （農家相談１件報告）<br>　令和６年度農地利用状況調査出発式と地域計画の策定について、石賀農地委員会長に報告をお願いします。 |
| 石賀委員<br>議長 | （令和６年度農地利用状況調査出発式と地域計画の策定について報告）<br>　こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。<br>　無いようですので、以上を持ちまして令和６年度 第４回琴浦町農業委員会総会を終了します。 |